



地中熱利用空調設備を設置する方に 補助金を交付します

地球温暖化の防止に寄与するため、山形市では地中熱利用空調設備を新たに設置する方に補助金を交付します。
令和4年度の補助の概要は、次のとおりです。



地中熱利用空調設備とは？

地中熱は温度が一定で、年間を通して利用可能な熱エネルギーです。この安定した熱エネルギーを地中から取り出し、住宅等の冷暖房に利用するのが地中熱利用空調設備です。

補助金の対象となる事業

次の要件をすべて満たす事業が対象となります。

- (1) エネルギー消費効率（COP）が3.0以上のものであること。
- (2) 未使用品であること。

補助金の交付の対象となる方

市税に滞納がなく、以下に該当する方が対象となります。

- ・補助事業等実績報告書を提出する時点において、本市に住所を有する者であって、その者の居住する専用住宅若しくは居住の用に供する床面積が当該建築物の延床面積の2分の1以上を占める併用住宅に設備を新規に設置するもの。

※設備を設置する場所は、住民票の所在地であること。

補助金の額

設備設置経費の実支出額
(消費税及び地方消費税相当額を除く)

×

1/10

【上限：20万円】

※ 算出された額に千円未満の端数があるときは、端数を切り捨てた額となります。

※ 算出された額が、20万円を超える場合、補助金額は20万円となります。

交付申請書の提出

補助金の交付を受けようとするときは、**補助事業に着手する前に**、交付申請書と各添付書類を提出してください。

受付期間	4月11日（月） ～ 11月4日（金）まで ※先着順での受付になりますので、事前にお問い合わせください。
提出先	・山形市役所環境課（市役所10階） 郵送不可
提出物	・補助金等交付申請書 ・事業計画書（様式第8号） ・設置工事着手前の状況を示す写真（建物全景写真を含む。） ・補助対象設備の仕様がわかるカタログ等の写し ・工事請負契約書の写し（補助対象設備に係るもの全て）
備考	・様式は山形市のホームページからダウンロードできます。 （山形市のトップページ上部 サイト内検索で「地中熱」と入力検索ください） ・事業完了後に、補助事業等実績報告書を提出してください。

実績報告書の提出

交付決定者は事業完了後に、補助事業等実績報告書と各添付書類を提出してください。

提出先：山形市役所環境課（市役所10階） 郵送不可

提出書類	・補助事業等実績報告書 ・事業実績書（様式第13号）
添付書類	1 地中熱利用空調設備の設置状況を示す写真（住宅全景写真を含む。） 2 設置工事に係る領収書の写し（分割払により設置した場合は、分割払に係る契約書及び支払明細の写し。） 3 申請者本人の住民票（設備を設置した住宅の所在地であること。） 4 申請者本人の令和3年度納税証明書 非課税の場合は、市県民税課税証明書 5 設置場所及び付近の見取図
備考	・様式は山形市のホームページからダウンロードできます。 ・実績報告書は、 設置工事の完成の日後30日を経過する日又は令和5年3月3日のいずれか早い日を期限とし、速やかに提出してください。 ・事業内容により上記に記載されていない書類を求められることがあります。
※提出時の注意事項等	
・交付申請書、実績報告書、請求書に押印する際はすべて同じ印鑑を使用してください。印鑑が異なると補助金を交付することができません。	

その他

- (1) 実績報告書提出後、書類審査のほか現地調査を実施した上での補助金交付になります。
- (2) 補助金の交付を受けられた方には、地中熱利用空調設備の使用状況等について報告をお願いしておりますので、ご協力ください。
- (2) 県が実施している「再生可能エネルギー設備導入事業費補助金」につきましても、併せてご活用いただけます。補助金額や申請方法等が異なりますので、詳しくは、エネルギー政策推進課（TEL 023-630-3279）までお問い合わせください。
- (3) 補助事業によって取得した設備については、下記の期間財産処分（売却・譲渡・廃棄など）の制限があります。該当する場合には、必ず事前にお問い合わせください。

地中熱利用空調設備：取得より15年間

なお、この期間中補助事業に係る関係書類を整理・保存してください。

……お問い合わせ……

山形市環境部環境課

電話 023-641-1212 内線679、682

FAX 023-624-9928

E-mail kankyou@city.yamagata-yamagata.lg.jp